

建設業許可申請等における 事業税の納税証明書提出省略のお知らせ

JCIPによる電子申請に限り、 建設業許可申請・決算変更届における 事業税の納税証明書の提出を省略できます！

事業税の納税証明書の発行手数料が不要になります。
取得の手間や窓口来庁の負担を軽減できます。

■対象手続

- 建設業許可申請(新規、許可換え新規)
- 事業年度終了後の決算変更届

■手続き方法

- JCIPにて申請・届出時に、
「長崎県税の納税情報の確認に関する同意書」を添付。

同意書のダウンロードはこちらから↓
[建設業の許可 - 長崎県ホームページ](#)

■注意事項

- JCIPによる電子申請のみの取り扱いとなります。
書面申請の場合は従来どおり、納税証明書をご提出ください。
- 電子申請の場合も従来の納税証明書で提出可能です。
- 入札参加資格申請には対応していません。

お問い合わせ先：長崎県 土木部 監理課 建設業指導班
TEL:095-894-3015